

バイクエクスプレス有限会社信書便約款

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
- 第2章 信書便物の引受け（第5条 第13条）
- 第3章 料金（第14条・第15条）
- 第4章 信書便物の配達（第16条 第23条）
- 第5章 協定等（第24条・第25条）
- 第6章 指図（第26条・第27条）
- 第7章 事故（第28条 第30条）
- 第8章 責任（第31条 第38条）

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 バイクエクスプレス有限会社（以下「当社」といいます。）は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」といいます。）第2条第7項第2号及び第3号に係る特定信書便役務を、法第33条により準用される法第17条第1項の認可を受けたこの信書便約款により、提供します。

2 この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

（役務の名称及び内容）

第2条 当社は、次の各号に掲げる特定信書便役務を提供します。

（1）福岡信書便

信書便物が差し出されたときから3時間以内に当該信書便物を送達する役務

（2）スーパー信書便

信書便物1通当たりの料金が1,000円を超える役務

（提供区域）

第3条 福岡信書便及びスーパー信書便の提供区域については、当社営業所窓口に掲示します。

（契約の成立時期及び適用規定）

第4条 信書便の利用の契約は、差出人から、この約款に定めるところにより信書便物が差し出されたときに成立します。

2 前項の規定により契約の成立した以後における取扱いは、この約款に別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時における規定によるものとします。

第2章 信書便物の引受け

（受付時間）

第5条 当社は、受付日時を定めることとし、営業所窓口これを掲示します。

2 前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ営業所窓口に掲示します。

（送り状）

第6条 当社は信書便物の引受け時に、次の事項を記載した送り状を信書便物一通ごとに発行します。この場合において、第1号から第4号までに定める事項については差出人が記載し、第5号から第14号までに定める事項については当社が記載するものとします。ただし、第9号に定める事項については記載しない場合があるものとします。

（1）差出人の氏名又は名称、住所及び電話番号

（2）受取人の氏名又は名称並びに配達先及びその電話番号

（3）信書便物の内容品名

（4）送達上の特段の注意事項（こわれもの、なまもの等、信書便物内容品の性質の区分その他必要な事項を記載するものとします。）

（5）信書便物であることを示す表示

（6）当社の名称及び電話番号

（7）信書便物を引き受けた営業所の名称

（8）信書便物の引受日（福岡信書便の場合は、引受日時）

（9）信書便物の配達予定日（福岡信書便の場合は、配達予定日時）

（10）重量及び容積の区分

（11）料金

（12）責任限度額

（13）問い合わせ窓口電話番号

(1 4) その他信書便物の送達に関し必要な事項

(信書便物として差し出すことができないもの)

第 7 条 差出人は、次の各号に掲げるものを信書便物として差し出すことができません。

- (1) 爆発性、発火性その他の危険性のある物で総務大臣の指定するもの
- (2) 毒薬、劇薬、毒物又は劇物 (官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除きます。)
- (3) 生きた病原体又は生きた病原体を含有し、若しくは生きた病原体が附着していると認められるもの (官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除きます。)
- (4) 法令に基づき移動又は頒布を禁止されたもの

(信書便物の大きさ及び重量の制限)

第 8 条 当社が取り扱う信書便物は、大きさが 4 8 cm × 3 5 cm × 3 0 cm 以内、重量が 2 0 kg 以内のものとしします。

(信書便物の内容品の確認)

第 9 条 当社は、信書便物の引き受けに際し、信書便物の内容たる物の種類及び性質について、差出人に申告を求めすることができます。

- 2 前項の場合において、信書便物が第 7 条の信書便物として差し出すことができないもの又は第 1 2 条第 6 号若しくは第 7 号に規定するもの (以下この条において「引受制限物」といいます。) を内容として差し出された疑いがある場合には、当社は、差出人にその開示を求めすることができます。
- 3 当社の取扱中に係る信書便物が引受制限物を内容として差し出された疑いがある場合には、当社は、差出人又は受取人にその開示を求めすることができます。
- 4 差出人若しくは受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求められないときには、当社は、その信書便物を開くことができます。ただし、封かんした信書便物は、開かないで差出人へ還付します。
- 5 当社は、第 2 項又は第 3 項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としていないときは、これによって生じた損害を賠償します。
- 6 第 2 項又は第 3 項の規定により差出人又は受取人が開示した場合において、引受制限物を内容としているときは、内容品確認に要した費用は全額差出人の負担とします。

(信書便物の包装)

第 1 0 条 差出人は、信書便物の性質、重量、容積等に応じて送達に適するよう信書便物の包装をしなければなりません。

- 2 当社は、信書便物の包装が送達に適さないときには、差出人に対し必要な包装を要求し、又は差出人の負担により当社が必要な包装を行うものとしします。
- 3 差出人は第 7 条第 2 号又は第 3 号に定めるものを差し出す場合には、信書便物の表面の見やすい所に「危険物」の文字を朱記するとともに、差出人の資格を記載していただきます。

(引受場所)

第 1 1 条 信書便物は、当社営業所窓口又は差出人が指定した場所において引き受けます。

(引受拒絶)

第 1 2 条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、信書便物の引受けを拒絶することがあります。

- (1) 送達の申込みがこの約款によらないものであるとき
- (2) 差出人が送り状に必要な事項を記載せず、又は第 9 条第 1 項の申告又は同条第 2 項の開示を拒んだとき
- (3) 包装が送達に適さないとき
- (4) 当該信書便物の内容品が冷蔵等温度管理を必要とするものであるとき
- (5) 送達に関し差出人から特別の負担を求められたとき
- (6) 送達が公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとき
- (7) 信書便物が次に掲げるものであるとき
 - ア 火薬類その他の危険物、不潔な物品等他の信書便物に損害を及ぼすおそれのあるもの (第 7 条第 1 号から第 3 号までに掲げるものを除きます。)
 - イ その他当社が特に定めて表示したもの
- (8) 天災その他やむを得ない事由があるとき

(外装表示)

第 1 3 条 当社は、信書便物の引き受け時に、第 6 条の送り状その他必要な事項を記載した書面を信書便物の外装に貼付します。

第 3 章 料金

(料金の收受)

第14条 当社は、信書便物の引き受け時に料金を收受します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により料金を收受することを認めることがあります。

- (1) 信書便物の配達時に当該信書便物の送達に係る料金を收受する方法
- (2) 役務の提供後、役務提供の事実を証して請求することにより收受する方法

3 料金及びその適用方法については、当社が別に定める料金表によります。

4 料金及びその適用方法については、当社営業所窓口に掲示します。

(料金の払戻し等)

第15条 当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい損又は送達遅延が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。この場合において、当社が料金を收受していないときは、これを請求しません。

第4章 信書便物の配達

(信書便物の配達日時)

第16条 当社における信書便物の配達日時は、次のとおりです。

(1) 福岡信書便

信書便物が差し出された時から3時間以内に配達します。

(2) スーパー信書便

次に掲げる信書便物の配達予定日までに信書便物を配達します。ただし、交通事情等により信書便物の配達予定日の翌日に配達することがあります。

ア 送り状に信書便物の配達予定日の記載がある場合
記載された日。

イ 送り状に信書便物の配達予定日の記載がない場合

送り状に記載された信書便物の引受日から、その信書便物の送達距離に基づき、次により算定して得た日数を経過した日(送達を受け入れた場所又は配達する場所が当社が定めて表示した離島、山間地等にあるときは、信書便物の引受日から相当の日数を経過した日。)

(ア) 最初の170kmまで 2日

(イ) 最初の170kmを超える送達距離170kmまでごとに 1日

2 スーパー信書便について、次条の規定により差出人が信書便物の配達日を特に指定したときには、前項第2号の規定にかかわらず、当社は当該信書便物の配達を差出人が指定した日に配達します。

(配達日指定)

第17条 差出人は信書便物(スーパー信書便に限ります。)の配達日について、指定することができます。ただし、年末年始期間(12月26日から翌年1月5日まで。)及び当社が別に定めた日については、除くものとします。

2 前項の取扱いを行う場合には、当社は第6条第9号による配達予定日に代えて差出人から指定された信書便物の配達指定日を送り状に記載します。

3 年末年始期間以外で配達日指定の取扱いを行わない日については、あらかじめ営業所窓口に掲示します。

(配達の完了)

第18条 福岡信書便及びスーパー信書便ともに、当社社員が受取人への信書便物の手渡しを行うことにより配達を完了します。なお、当社は、受取人から信書便物の受領の際に送り状に捺印又は署名をしてもらうものとします。ただし、次条第1項第3号に掲げる場合は、この限りではありません。

(受取人が不在の場合等の措置)

第19条 信書便物配達時に受取人が不在の場合には、当社社員は次のいずれかの方法により信書便物の配達を行います。

(1) 信書便物のあて所が世帯の場合にあつては、その世帯の同居人への手渡し

(2) 信書便物のあて所が企業又は団体等(以下「企業等」といいます。)の場合にあつては、その企業等の従業員等への手渡し

(3) あて所に設置されている郵便受箱への投函(引受け時に信書便物の差出人から指示があった場合に限りです。)

2 前項第1号又は第2号の取扱いを行うのは、世帯の留守又は企業等の営業時間外を除く場合に限るものとします。この場合、当社社員は信書便物を受け取った者から送り状に捺印又は署名をしてもらうものとします。

3 世帯の留守又は企業等の営業時間外で、第1項第1号又は第2号の取扱いを行うことができない場合には、当社社員は配達日時、信書便物の差出人名、信書便物の保管期間、信書便物の受取方法及び当社連絡先を明記した書面(以下「不在連絡票」という。)を郵便受箱等へ投函します。受取人又は受取人から当該信書便物の受取りを委任された者(以下「代理人」といいます。)は不在連絡票を確認後、次に掲げる信書便物の受取方法のいずれかについて、信書便物の保管期間中に当社へ連絡することとします。

- (1) 指定した日時、場所(当社の提供区域内に限ります。)への再配達
 - (2) 当社営業所窓口での受取り
- 4 前項より、受取人があて所以外への再配達又は当社営業所窓口での信書便受取を希望する場合には、当社は運転免許証、旅券(パスポート)又は各種健康保険証等の受取人の身分を証明する公的証明書(以下「本人確認資料」といいます。)を受取人から提示を受け、受取人の本人確認を行った上で、当該信書便物を受取人へ交付します。なお、代理人に当該信書便物の受取りを委任した場合には、代理人は身分を証明する公的証明書の他に委任状を提示するものとします。ただし、世帯の同居人又は企業等の従業員等を代理人とする場合には、委任状は不要とします。
- 5 前項に定める本人確認資料の具体的な内容については、次のとおりです。
- (1) 運転免許証、旅券(パスポート) 各種健康保険証、外国人登録証明書、各種年金手帳又は各種福祉手帳
 - (2) 住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書、外国人登録原票記載事項証明書又は戸籍謄本・抄本
- 6 前項については、いずれか1つをもって本人確認資料とします。なお、前項第1号に掲げるものについては、いずれも有効期間内であるものに限り、前項第2号に掲げるものについては6カ月以内に作成されたものに限り有効とします。

(誤配達の場合の措置)

第20条 当社は、当社で引き受けた信書便物について、誤配達の際の通知を受けた場合には、速やかに当該信書便物を引き取った上で、正当受取人たるべき者に配達します。

(転送)

第21条 当社は、信書便物の受取人がその住所又は居所を当社の提供区域内で変更した場合において、変更後の住所又は居所を当社に届け出ているときは、転送開始を希望する日から1年以内に限り、その届出のあった住所又は居所に速やかに転送します。ただし、表面に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を記載した信書便物については、この限りではありません。

- 2 前項に掲げる信書便物の転送を希望しようとする者は、次の各事項を適宜の用紙に漏れなく記載した上で、当社営業所窓口への持参、郵便又は信書便(当社以外の取扱いとなるものも含まれます。)により当社へ届け出るものとします。
- (1) 届出年月日
 - (2) 新住所又は新居所
 - (3) 旧住所又は旧居所
 - (4) 世帯主名又は企業等名
 - (5) 転居者の氏名
 - (6) 転居の内容(「世帯の全部」又は「世帯の一部」のいずれかを記載します。)
 - (7) 信書便物の転送の開始を希望する年月日
 - (8) 届出人氏名及び捺印

(還付)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は信書便物を速やかに差出人へ還付します。

- (1) 信書便物が本約款に違反して差し出された場合
 - (2) 転居先不明等受取人のあて所にたずねがあたらない場合、又はあて名が不完全な場合
 - (3) 受取人が信書便物の受取を拒否した場合
 - (4) 受取人不在により当社で保管することとなった信書便物で、その保管期間が経過したとき
- 2 還付すべき信書便物の受取りを差出人が拒んだ場合には、当社は次条により当該信書便物の処分を行います。

(還付不能信書便物の取扱い)

第23条 差出人に還付すべき信書便物で、差出人不明その他の事由により当該信書便物を差出人に還付することができないときは、当社はその信書便物を開くことができるものとします。

- 2 前項の規定により当該信書便物を開いてもなお当該信書便物の送達、又は差出人への還付ができないときには、当社は当該信書便物を補修した上で保管します。
- 3 当社は、前項の規定により信書便物を保管するときには、当該信書便物の交付の請求又は照会に対して、速やかに回答できるようにするため、その処理状況を記録します。
- 4 当社は、第2項の規定により保管した信書便物(以下「保管信書便物」といいます。)のうち、有価物でないものについては、保管開始後3カ月以内に交付請求がない場合、保管信書便物に記載された内容を判読することができないように裁断その他の措置を講じた上でこれを棄却します。また、保管信書便物の内容品が有価物で滅失若しくはき損のおそれがあるもの、又はその保管に過分の費用を要するものについては、売却の処分を行うことができるものとします。なお、当該有価物を売却した場合、当社は売却に要した費用を控除した売却代金の残額を保管します。
- 5 第2項の規定により当該信書便物の保管を開始した日から1年以内にその交付を請求する者がいないときには、前項の規定により売却された有価物以外の有価物及び同項の規定により保管される売却代金は当社に帰属します。

第5章 協定等

(他の一般信書便事業者との協定等)

第24条 当社は、差出人の利益を害しないがぎり、引き受けた信書便物を他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して送達することがあります。

(他の一般信書便事業者との協定等の際の責任)

第25条 前条により、当社が他の一般信書便事業者又は特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

第6章 指図

(指図)

第26条 差出人は、当社に対し、信書便物の送達の上中止、還付、転送(当社の提供区域内に限ります。)その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する差出人の権利は、受取人に信書便物を配達したときに消滅します。

3 第1項に規定する指図に従って行う処分に要する費用は、全額差出人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第27条 当社は、信書便物送達上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、差出人の指図に応じないことがあります。

2 当社は、前項の規定により指図に応じないときには、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

第7章 事故

(事故の際の措置)

第28条 当社は、信書便物の滅失を発見したときには、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

2 当社は、信書便物に著しいき損を発見したとき、又は信書便物の配達第16条に規定する信書便物の配達日時(以下「信書便物配達予定日時」という。)より著しく遅延すると判断したときには、遅滞なく差出人に対し、相当の期間を定め信書便物の処分についての指図を求めます。

3 当社は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当社の定めた期間内に指図がないときは、差出人の利益のために、その信書便物の送達の上中止、還付その他の適切な処分を行います。

4 当社は、前項の規定による処分をしたときには、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

5 第2項の規定にかかわらず、信書便物の送達上の支障が生ずると認める場合には、当社は差出人の指図に応じないことがあるものとします。

6 当社は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

7 第2項に規定する指図の請求及び指図に従って行った処分又は第3項の規定による処分に要した費用は、信書便物のき損又は送達遅延が差出人の責任による事由又は信書便物の性質若しくは欠陥によるときは差出人の負担とし、それ以外の場合は当社の負担とします。

(危険物の処置)

第29条 当社は、取扱中に係る信書便物が第7条第1号から第3号まで又は第12条第7号アに該当するものであることを送達の途中で知ったときは、送達上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する措置に要した費用は、全額差出人の負担とします。

3 当社は、第1項の規定による措置をしたときは、遅滞なくその旨を差出人に通知します。

(事故証明書の発行)

第30条 当社は、信書便物の滅失に関し証明の請求があったときは、信書便物配達予定日時の属する日から1年以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当社は、信書便物のき損又は送達遅延に関し証明の請求があったときは、信書便物を配達した日から14日以内に限り、事故証明書を発行します。

第8章 責任

(責任の始期)

第31条 信書便物の滅失又はき損についての当社の責任は、信書便物を差出人から引き受けた時に始まるものとします。

(責任と挙証)

第32条 当社は、自己又は使用人その他送達のために使用した者が、信書便物の引受け、配達、保管及び送達に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、信書便物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

(免責)

第 3 3 条 当社は、次の事由による信書便物の滅失、き損又は遅延による損害については、損害賠償の責任を負いません。

- (1) 信書便物の欠陥、自然の消耗
- (2) 信書便物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
- (3) 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事变又は強盗
- (4) 不可抗力による火災
- (5) 予見できない異常な交通障害
- (6) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災害
- (7) 法令又は公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
- (8) 差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

(引受制限信書便物等に関する特則)

第 3 4 条 第 7 条により信書便物として差し出すことができないもの又は第 1 2 条第 6 号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。

- 2 第 1 2 条第 7 号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、その滅失、き損又は遅延について責任を負いません。
- 3 こわれやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合には、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又はき損について、損害賠償の責任を一切負いません。

(責任の特別消滅事由)

第 3 5 条 信書便物のき損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から 1 4 日以内に通知を発しない限り消滅します。

- 2 前項の規定は、当社がその損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

(損害賠償の額)

第 3 6 条 当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格 (引受地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。) を送り状に記載された責任限度額 (以下「限度額」といいます。) の範囲内で賠償します。

- 2 当社は、信書便物のき損による損害については、信書便物の価格を基準としてき損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
- 3 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、差出人又は受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときには、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。
- 4 当社における信書便物の送達遅延による損害賠償の範囲については、次のとおりです。

(1) 福岡信書便の場合

信書便物の配達が生書便物の差し出された日時から 3 時間を超過するときまでに行われなかったことにより生じた財産上の損害を責任限度額の範囲内で賠償します。ただし、第 1 9 条第 3 項に規定する不在連絡票による通知が生書便物の差し出された日時から 3 時間を超過しないときまでに行われた場合を除きます。

(2) スーパー信書便の場合

信書便物の配達が生書便物の配達予定日の翌日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を責任限度額の範囲内で賠償します。ただし、第 1 9 条第 3 項に規定する不在連絡票による通知が生書便物の配達予定日の翌日までに行われた場合を除きます。

- 5 信書便物の滅失又はき損による損害及び送達遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定及び前項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。
- 6 前五項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、き損又は送達遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(時効)

第 3 7 条 当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日から 1 年を経過したときは、時効によって消滅します。

- 2 前項の期間は、信書便物が滅失した場合においては、信書便物配達予定日時からこれを起算します。
- 3 前二項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

(差出人の賠償責任)

第 3 8 条 差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかったとき、又は当社がこれを知っていたときには、この限りではありません。